

令和7年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和7年4月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（35人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
6番 中川 半弥	7番 多賀 君子
8番 石橋 萬次郎	9番 阿辻 康博
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

5番 脇坂 良平

23番 弓削 美穂

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	大塚 邦生
副参事	近藤 英昭	主査	林 清次	主事	市川 紘生

4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第47号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第49号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第50号	畑地化促進事業の要望農地の合意について

5. 議事録署名委員

28番	多賀 正和	29番	廣部 重嗣
-----	-------	-----	-------

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会4月定例総会を開催させていただきますと存じます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち35名と過半数以上の委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

会議に入ります前に、新年度の事務局の体制についてご報告をさせていただきます。

このたびの定期異動によりまして、隼瀬参事は教育委員会事務局の学校給食課の長浜北部学校給食センターへ、中北副参事は北部管理課へ異動いたしました。これに伴いまして、大塚参事、市川主事が配属されました。また、会計年度任用職員の畠山さんも保険年金課へ異動になっています。他の職員につきましては、そのまま継続して、事務を担当させていただきます。

それでは、この場をお借りしまして、新たに配属になりました職員から自己紹介をさせ

ていただきます。

大塚参事、よろしくお願いします。

(大塚参事、市川主事)

〈あいさつ〉

(事務局)

今年度の各委員会の担当者につきまして、ご説明させていただきます。

農業施策推進委員会を大塚参事、事業企画運営委員会を市川主事、農地等調査委員会を近藤副参事、農地最適化委員会を林主査、鳥獣害対策特別委員会を宮本次長が担当させていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

以上、事務局の体制が新しくなりましたが、これまでと変わらぬご指導をお願い申し上げます。

それでは、引き続き事務局より報告事項と本日の会議次第についてご説明を申し上げます。

ご報告ですが、3月19日滋賀県農業会議・常設審議委員会と理事会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長に、ご出席いただいております。なお、今回は本市からの諮問案件はなかったため事務局は出席しておりません。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が10件、5条申請が6件、土地改良事業参加資格交替承認、畑地化促進事業の要望農地の合意、その他、各種届出等の報告がございます。なお、今月は、4条申請はございませんでした。

また、審議事項のうち、農地転用にかかる案件につきましては、去る4月3日に当番委員の17番 片山委員と18番 下司委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いてご説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等で、ご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条の規定によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告をいただいております。5番 脇坂良平委員、23番 弓削美穂委員が欠席でございます。

次に、議事録署名委員の報告をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、28番 多賀正和委員、29番 廣部重嗣委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは会議に入ります。

まずは報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について。

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案書の3から13ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出につきましては、3月中に届出のあった16件、89,870.82㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続によります所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書の交付をいたしております。

報告は以上でございます。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料14ページをご覧ください。今月は4件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設等などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、畑183㎡を一般住宅として利用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの1ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、北は雑種地、東は道路、西は農地、南は里道となっております。

番号2、土地の表示、南高田町地先、畑792㎡を長屋住宅として利用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの2ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東・西は所有農地、南は里道、北は道路となっております。

番号3につきましては、番号2との関連案件です。土地の表示、南高田町地先、畑194㎡を長屋住宅として利用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの3ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は番号2の申請地、西は住宅、南は里道、北は道路となっております。

番号4、土地の表示、室町地先、田234㎡、畑6.61㎡につきまして、約20年前から周囲の竹林が徐々に進行した農地となっており、地目を現状の山林として活用されるにあたり届出を提出されました。位置図についてはタブレットの4ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は田、西は山林と所有農地、南は山林、北は水路となっております。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料15ページをご覧ください。今月は5件の届出がありました。

届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内的の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、下坂中町地先、畑239㎡を売買により露天駐車場として転用したい旨の届出がありました。位置図については説明地図の5ページをご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は水路、西・北は道路、南は雑種地でございます。

番号2、土地の表示、西上坂町地先、田756㎡を売買により資材置場として転用したい旨の届出がありました。位置図については説明地図の6ページをご覧ください。

届出地は集落の北部に位置します。周囲の状況は、東・北は雑種地、西・南は道路でございます。

番号3、土地の表示、山階町地先、田2,308㎡、畑2,007㎡を売買により建売分譲住宅として転用したい旨の届出がありました。位置図については説明地図の7ページをご覧ください。

届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東・南・北は宅地、西は道路でございます。

番号4、土地の表示、八幡東町地先、田944㎡、畑2,007㎡を賃貸借により共同生活援助、グループホームを建築するために転用したい旨の届出がありました。位置図については説明地図の8ページをご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は市道、西・南・北は宅地でございます。

番号5、土地の表示、室町地先、田2筆1,327㎡を売買により、駐車場に転用したい旨の

届出がありました。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で区画整理、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として975.79㎡となっております。位置図については説明地図の9ページをご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置しております。周囲の状況は、東は道路、西・南は自己所有地、北は水路です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、4月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の18から21ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに、計32筆の解約の通知がありました。

内訳は、田32筆、合計で71,936㎡の解約です。

番号1は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号2から番号3は円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。番号4から番号6は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号7から番号26は、円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。番号27は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号28から番号32は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら承りたいと思います。ございませんか。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。

まず、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は、3条申請が10件ございました。

農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。

議案書の22ページをご覧ください。

申請番号1、土地の表示、榎木町地先の畑1筆396㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

譲渡人は高齢となり、管理することができないことから、同じ集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号2、土地の表示、高月町西阿閉地先の畑1筆86㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人は高齢となり管理が難しくなってきたことから、同じ集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、三田町地先の田1筆1,167㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の田で、現地は耕起がされていました。申請地は、譲受人において管理されていたところ、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4、こちらは1件の申請で申請地が2筆あります。いずれも権利の種類は地上権です。

地上権とは、他人の土地を使用する権利のことです。本件の場合、譲渡人欄記載の方の土地を譲受人欄記載の方が、敷地上空部分を太陽光発電のパネルとして使用する権利となります。本件のように、営農型太陽光発電の場合で、営農者と発電施設設置者が異なる場合、農地法第5条申請の他、地上権として農地法第3条申請が必要となっています。今回の案件は、令和4年に5条許可がなされておりますが、一時転用として3年に一度、更新の必要があることから、5条許可の更新に合わせて、3条も更新のため申請がなされたものです。

申請番号4(1)、土地の表示、湖北町賀地先の田1筆2,258㎡のうち1,464㎡を、農地法第3条における地上権の許可を更新するため申請されたものです。

申請番号4(2)、土地の表示、湖北町賀地先の田1筆2,223㎡のうち1,400㎡を、同じく地上権の許可を更新するため申請されたものです。

なお、5条許可の更新については、後ほど説明があります。

申請番号5、土地の表示、高月町馬上地先の畑1筆148㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現時点ではビニールシートがありますが、今後、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができなくなり、同じ集落で耕作可能な譲受人

と話がまとまり申請されたものです。

申請番号6、土地の表示、大戌亥町地先の畑1筆511㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部が雑草、一部が耕起をされていました。雑草部分も耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、相続により申請地を取得されましたが、遠方に居住しており管理することができないため、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号7、土地の表示、新居町地先の田1筆341㎡のうち313㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができないため、耕作可能な譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、本件敷地内に電波塔がありますが、電波塔は農地法による許可が不要となっており適法に非農地化されていることから、当該電波塔の部分を除いた申請面積となっています。このことについては、事前に県にも相談を行い、今ほどのとおりで回答を得ております。

申請番号8、土地の表示、高月町西野地先の田1筆1,323㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人は管理することができず、譲受人とはい別の方に耕作を任せていましたが、今般、耕作可能な譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号9、こちらは、1件の申請で、申請地が6筆あります。

申請番号9（1）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆145㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

申請番号9（2）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆457㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、一部雑草、一部耕起がされていました。雑草部分も耕作再開が可能な状況です。

申請番号9（3）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆106㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、こちらにも一部雑草、一部耕起がされていました。雑草部分も耕作再開が可能な状況です。

申請番号9（4）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆89㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

申請番号9（5）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆92㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

申請番号9（6）、土地の表示、曾根町地先の畑1筆89㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。

これら6筆について、譲渡人は管理することができないところ、今般、耕作可能な譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号10、土地の表示、北ノ郷町地先の田1筆1,266㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後で耕起前の状況でした。譲受人は、現在、

基盤強化法による利用権により耕作をされている方ですが、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から番号3及び番号5から番号10につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページ、議案書では41ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第47号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。
会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第47号について、ご意見等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。15番の清水多枝子委員が該当いたします。それ以外で該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

それでは、対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請通り許可することとします。

次に、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第48号につきましては、今月の締切りまでに6件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

なお、案件については、去る3月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、15番 清水多枝子委員、16番 林甚一郎委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年4月3日に17番 片山博之委員、18番 下司治一委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、泉町地先の案件です。タブレットの10ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの11ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場・駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、片山委員よりご報告いただきます。

(17番 片山委員)

番号1について報告します。12ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、泉町地先、田2筆・畑1筆237.30㎡、契約内容は贈与で、転用目的を資材置場・駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地・農地、西は里道、南は宅地、北は農地です。

13ページの写真をご覧ください。

今回、譲受人が資材置場・駐車場を拡張する計画をされ、譲渡人と贈与の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の道路側溝を通じて排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町賀地先の案件です。タブレットの14ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。現地は農振農用地であります。農振農用地においては、転用の許可はできませんが、営農型太陽光発電施設の一時転用の場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの15から16ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、営農型太陽光発電施設として使用されております。

本案件の詳細につきましては、下司委員よりご報告いただきます。

(18番 下司委員)

番号2について報告します。17ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、湖北町賀地先、田2筆4,481㎡の内19.35㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を営農型太陽光発電施設で一時転用の更新とした申請です。

周囲の状況は、東は農道、西は水路、南は水路、北は農道です。

18から19ページの写真をご覧ください。

令和4年4月に営農型太陽光発電施設の設置のために、一時転用の申請をされ、許可期間が満了するため、期間を更新するために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理されており、隣接に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断できます。

なお、施設下部で作付けされている榊について、施設南側は概ね良好に生育しているものの、施設北側は生育状況が良くなく、事業者からは、枯れてしまった箇所は、再度、植え直すために苗を準備しているとの申出を受けています。

また、元々の地盤が違法転用地であったため地盤が良くなく、前回と同様に作付けしても、生育しないことが想定されることから、ポット方式で植え直すことを計画しているそうです。

現所有者が違反転用した訳ではないため、これ以上の地盤改良を求めることは難しいと思われ、改善する方向で事業者も対応するとの申出もあり、更新もやむを得ないと判断します。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、富田町地先の案件です。タブレットの20ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの21ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、一般住宅・駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、片山委員よりご報告いただきます。

(17番 片山委員)

番号3について報告します。22ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、富田町地先、畑638㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は水路です。23ページの写真をご覧ください。

借受人が父親名義の土地を借り受けて、一般住宅と駐車場を整備することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側に設置する水路を通じて排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、相撲庭町地先の案件です。タブレットの24ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの25ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、進入路として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、下司委員よりご報告いただきます。

(18番 下司委員)

番号4について報告します。26ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、相撲庭町地先、田20㎡、契約内容は売買で、転用目的を進入路とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は農地、北は宅地です。27ページの写真をご覧ください。

敷地東側にある車庫に入るための進入路が狭いため、道路を拡張する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、敷地西側の水路を通じて排出する計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町高月地先の案件です。タブレットの28ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。隣接農地所有者及び地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの29ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、一般住宅として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、片山委員よりご報告いただきます。

(17番 片山委員)

番号5について報告します。30ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、高月町高月地先、畑2筆333㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地・農地、西は農地、南は水路、北は道路です。31ページの写真をご覧ください。

借受人が母親名義の土地を借り受けて、一般住宅を整備することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地に設置する集水桝を通じて排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、八島町地先の案件です。タブレットの32ページの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの33ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

ます。

本案件の詳細につきましては、下司委員よりご報告いただきます。

(18番 下司委員)

番号6について報告します。34ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、八島町地先、田565㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。35ページの写真をご覧ください。

今回、譲受人が敷地北側で自動車整備事業を実施しており、お客様から預かった自動車を駐車できるスペースが足りないため、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の水路に排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしくをお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第48号について、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。

確認よろしいですか。申請番号6番ですが、譲受人は、農地の所在するところに住んでおられませんか、お仕事は八島でしておられるのですか。

(事務局)

今回の申請地のすぐ北側にご親戚の住宅が空き家になっていたものを贈与で取得され、整備工場の事務所として使われていて、そこに自動車整備工場を新設されています。

本人は、こちらに書いてある通り別のところにお住まいですけれど、すでに事業を始められており、敷地が狭く車を置くスペースが足りないので、今回申請されたというところ です。

(会長)

はい、わかりました。

ご意見、ご質問等ございませんか。

(会長)

ないようにでしたら、採決に移ります。

議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第49号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第49号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料26から27ページの一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号8の8件、及び長浜南部土地改良区からの申し出がありました番号1から番号14の14件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借・使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第49号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(事務局)

ないようですので、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。
5番 脇坂良平委員、本日は欠席です。21番 森勘十委員、28番 多賀正和委員が該当いたします。それ以外で該当はおられないと思いますけれども、お気付きの方がいましたら挙手をお願いします。対象の委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第49号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第50号、畑地化促進事業の要望農地の合意について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第50号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、このことについて長浜市農業再生協議会会長より意見照会がありましたので、意見を求めます。

令和7年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名

本日、長浜市農業再生協議会から職員が出席しておりますので、再生協議会の方から説明をいたします。

よろしくお願いします。

(長浜市農業再生協議会)

〈あいさつ〉

同事業の概要は、配付しております資料の33ページをご覧ください。

この事業は水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促進し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑作物の産地作りに取り組む地域を対象に関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担などに要する経費を支援するものです。

この事業でいう畑地化とは、水田活用の直接支払交付金という国の交付金の交付対象水田から除外する取り組みのことを指し、地目の変更ではありません。

交付対象水田から除外されると、水田で主食用米以外の作物を作付け出荷した際に、国から交付される水田活用の直接支払交付金がもらえなくなります。

事業の交付対象農地の要件については、37ページの畑地化促進事業の要件確認チェックシートをご覧ください。

交付申請予定の水田に係る確認事項について、①から⑦までの要件を満たしていることを、一筆ごとに確認する必要があります。

この中で⑥の地域の関係機関、土地改良区、農業委員会など、と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ていること、については、客観的に確認できる資料、合意が確認できる議事録などによって確認することが求められています。現在、長浜市では、9名の農業者から要望があり、土地改良区については、すでに各筆の畑地化について同意を得ています。農業委員会につきましても、各農業者から個別に農業委員会への事業の説明や協議の場を設けての議事録などの作成は困難と思われるので、本日この場をお借りして、長浜市農業再生協議会事務局から取りまとめたのご報告、及び合意を求めるという形にさせていただきます。畑地化は、要望されている筆については、資料の30ページ、要望農地一覧をご覧ください。各農地では従来から畑作物の作付けが続いており、今後も畑作物の作付けの継続が予定されています。

本事業の要件に田畑転換に該当するような畑地化というものはありませんので、基本的には引き続き土入れなどは行わず、現状と同様の使用が見込まれています。万が一、現況を畑地に変える田畑転換をされる場合には、各土地改良区や農業委員会の手続きがあり得ますので、その際はご審査のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(事務局)

以上説明とさせていただきます。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がありました議案第50号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

はい、多賀委員。

(28番 多賀委員)

できれば要望農地一覧に、地図等を付けてもらえると理解し易いと思うので、お願いします。

これを見ていると、集落の周りとか、水が入れにくいところだとは思いますが、大きな連担がされている田んぼの真ん中等の可能性もあると思うので、地図をつけていただけるとありがたいです。

これは国の事業なので、面積要件とか、連担要件とか、何か要件はありますか。要件等があれば教えてください。

(長浜市農業再生協議会)

これは国の事業で、団地化の要件というものがありまして、その団地をどのように認定するかは、各協議会、地域協議会が、それが団地とみなせばよしというように、協議会に任されています。そのため、概ね1haとしている協議会もありますけれど、長浜市では、交付対象水田が二つ以上連坦していれば、面積の要件は今回求めないということで、要望調査をさせていただきました。

今回は、地図など用意できていなかったもので、申し訳ございませんでした。

(28番 多賀委員)

これから、このような農地が出てくると思います。

実際に私のところも、この制度が始まったときに申請をしましたが、通していただけなかったもので、面積の要件があったのか、連坦の要件があったのか、条件が変わったのかと思い伺いました。

(会長)

再生協議会、今の質問と要望について、今後に生かしていただきたいと思います。

他にありませんか。どうですか。

はい。田中委員。

(24番 田中委員)

この事業について、今の説明だけでは理解はできません。

農業委員会の合意を求めるということは、農業委員会として承認するという事なのか、ただ説明を聞いてそれだけで済むのか、どういうものですか。

(長浜市農業再生協議会)

今回は承認をしていただきたく、説明させていただいております。

説明を聞いていただくだけでなく、農業委員会としてご意見をいただきたいです。

(24番 田中委員)

承認をするということは、私の担当区域にも1か所入っていますが、場所がどこなのかも分かりませんし、理解した上で承認しないと、理解出来ていない状況で承認は出来ないのではないかと思います。

このあたり、会長、どうでしょうか。

(会長)

私も、この表を見ていましたが、多賀委員の質問のとおり、集落がわかっても圃場がわからないというのは、良くないと思います。

今まで、私が委員をしている中では、あまり事例がなかったと思います。

位置図がないと、水田の所在地名は分かっても、農地の場所が分からないと思います。土地改良区の職員は知っておられると思いますが、農業委員は、担当のところで色々な案件があると見に行きますが、表だけでは不明だと思います。多賀委員と田中委員の質問は妥当だと思います。

（長浜市農業再生協議会）

位置図がなく、わかりにくくて申し訳ありませんでした。

位置図につきましては、農業委員会事務局を通して、委員様の方にお示しさせていただきます。それを見て、場所を確認していただいた後で、ご意見があるかどうかを伺いたいと思います。

今日は事業の説明で、この事業に対して申請があったという説明とさせていただき、後日、場所を確認していただいて意見をいただきたいと思います。

よろしくお願いします

（会長）

はい、わかりました。

これは、来月の総会でいいんですか。

（長浜市農業再生協議会）

再生協議会としましては、5月末までに返事をいただいたらいいということになりますので、5月の総会でも間に合います。

（会長）

はい。わかりました。

本日は、議案50号として意見を求めますとなっていますけども、保留ということで、事前説明ということにさせていただきます。

事務局、これでいいですね。

（事務局）

はい。

（会長）

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

この事業は、市街化区域でも、使える事業ですか。

(長浜市農業再生協議会)

使えます。

(会長)

この件に関して、何か他に意見等がありませんか。

はい、中川委員。

(22番 中川委員)

リストにあがっている中で、現在、作物をされているんですが、作物の種類が変わると、申請を出し直すのですか。

例えば、農家さんが玉ねぎを作られていて、現在はトマトの申請になると、施設とか何かに関係してくるのですか。作物が変更になると、その都度申請をされるのですか。

(長浜市農業再生協議会)

事業を始められる方が申請をされます。作物を変更された時は、毎年の営農計画で作物の変更で提出していただいています。

(会長)

はい、宮澤委員。

(11番 宮澤委員)

37ページのチェックシートで、①から⑦までの要件を満たしていることを一筆ごとに確認できればということでしたが、わからなかったところはどのようにするのですか。

今ほど説明があったように、長浜市では交付対象水田が二つ以上連坦していれば、面積の要件は今回求めないということ。そのような事も十分理解していない私達農業委員が何を持って同意をするのか。どこまで知っていないといけないのかということが整理されていないと判断できないです。まず、判断の基準を出していただきたいです。

(会長)

37ページに再生協議会が申請者に対してのチェック表ありますが、この要件確認チェックシートのチェックが、何項目中何項目がOKならいいのかという事が知りたいということですね。

(11番 宮澤委員)

そうです。基本的にチェックシートというのは全部クリアしていないと駄目なものだと思っていましたが、もし何項目以上ならOKという基準ありましたらお願いします。

チェック項目が全部クリアしていないとだめなら、全部クリアしていますという一覧表を示してもらおうとか、今初めて聞いたことを判断するのは難しいので、判断基準を示していただき、説明を聞いた私達農業委員が判断できるような資料をいただきたいです。

(会長)

長浜市農業再生協議会、今の意見わかりますか。

(長浜市農業再生協議会)

基本的には、宮澤委員が言われましたように、このチェック項目が全てで該当しないと認められません。

その中で⑥に関します農業委員会の意見照会ということで、チェック項目の最後の一つを、今回、上程させていただきました。

その他の項目につきましては、全てクリアされています。

今の審査項目で言われたことですが、38ページを見ていただくと、交付対象水田の要件として、水田地帯に畑地が点在するような虫食い状態の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと。地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障がないこと。畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと。を確認していただくことが判断基準になります。

(会長)

今の38ページの下段の注意事項の上の4つは、農業再生協議会がチェックするのではなく、意見を聞かれた農業委員会の方がチェックするのですか。

(長浜市農業再生協議会)

再生協議会もチェックさせていただきますけれど、実際にはずっと畑作物が固定されているので、何か農地の使い方が変わるというわけではありませんけれど、ここの農地で畑地化をした場合、このような4つの観点から、支障があるという懸念などがありましたら、農業委員さんの方でも、意見として出していただきたいです。

(会長)

はい、わかりました。

やはり事前に位置図がないと、これはチェックができないですね。

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

農地転用等でも、担当エリアの農業委員のところに、事前に、ここが農地転用されますので確認してくださいという情報が来るんですけど、今後も、このような合意案件が来るということでしたら、担当地域の委員のところに、事前に確認してください等の情報があるべきではないかなと思います。

(長浜市農業再生協議会)

そちらの方が失念しておりまして申し訳ありませんでした。

基本的に現状と変わらないと思っていましたので、今後は事前に資料の方を確認いただいて、現地確認をしていただくように、お願いしたいと思います。

(会長)

はい、田中委員。

(24番 田中委員)

資料の30ページの要望農地一覧で、前回作付け作物が書いているという事は、これは既に農業委員会の合意をされたものという理解ではないですか。

今回は、令和7年度分の作付けに関して合意をするということですか。という事は、毎年合意を取るということですか。

(長浜市農業再生協議会)

そういうことではないです。

基本的に令和6年に作付けされていて、令和7年度以降もこのような予定をされています。

現状、農地として利用されていますけれども、今回この事業によって農地は農地ですけれども、水田活用直接支払交付金という事業の対象農地から外れます。現状は、変わらないですけれども、市の補助金の対象農地から外れます。そこは畑地化で水稻をされません。それでもよろしいかということで、ご意見をいただくという事で、今回諮らせていただいたということです。

(24番 田中委員)

今年度から、畑地化促進事業の対象になるということですか。

(長浜市農業再生協議会)

今回、水田活用の直接支払交付金という国の交付金の交付対象水田から除外する畑地化

促進事業によって一時金をもらわれるんです。これに対して要望調査をあげたということになってます。

現状、今までと今後される事が、何一つ変わることはありません。

(24番 田中委員)

昨年も作付けしてあって、今年も作付けして、それで補助金が今年から対象にならないということですか。

(長浜市農業再生協議会)

今回、5年水張り要件が出てきまして、5年水張りとか水稻作付けされていないと、交付対象水田から外れるということになり、今後外れるところについては、救済措置の事業として、一括してお支払いしますのでどうですかと諮っているものです。

(24番 田中委員)

そちらの5年水張りルールが変わったからということですか。

(長浜市農業再生協議会)

5年水張りをされないところがあると思うんです。麦、大豆とか色々な作物を作付けされている所もあります。そういうものを、今後、交付対象水田から自動的に外すという事が、国から発表されました。

(24番 田中委員)

長浜市農業再生協議会さんは担当しておられるのでよく理解されていると思いますが、今初めて聞いた言葉なので、それで合意をするのは難しいと思います。

もう少し分かりやすく説明をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

(会長)

はい、石橋委員。

(8番 石橋委員)

37ページの⑥ですけれども、地域の関係機関ということで、土地改良区、農業委員会などとなっていますが、⑥は、土地改良区と農業委員会の両方が合意しないとだめなのか。それとも、「など」となっているので他の機関はどのようなところを言っておられるのですか。

(長浜市農業再生協議会)

「など」と書いておりますけれど、長浜市農業再生協議会の方で、照会、同意など書面などでいただきたいと考えているのは、ここに例示されている土地改良区と農業委員会の2者のみです。

(8番 石橋委員)

そうすると、土地改良区と農業委員会で合意を得ないと事業が進まないということですか。

(長浜市農業再生協議会)

何らかの理由で、ここは畑地化が認められませんというご意見があると、⑥に書いてあるように「合意を得ていること」という確認が取れていないことになりますので、その筆に対しては、5月末までに要件確認ができませんでしたので取りやめとなり、要望された方にはそのように伝えさせていただくことになります。

(会長)

石橋委員、38ページを見てくれたら、何故農業委員会が再生協議会から意見を求められて、承認が必要なのかということが分かります。

注意事項の上の4つがあります。そのうちの2つは、地域の農業をいかに守っていくかというところで、農業委員会の意見だと考えます。

基本的に、再生協議会や農業振興課は、農業委員が全て知っててくれるという感じで、事業の成り立ちや説明等を抜かして、いきなり中身に入ってしまったので、農業委員が理解できないのだと思います。

つまり、水田活用の直接支払交付金から、畑作促進事業に補助金が変わってくるという話だと思います。そういうところの説明を前段において、中身に入ってもらえると分かりやすいと思います。

基本的に、38ページの要件整備を農業委員会として、各項目で、ここについては虫食い状態にならないとか、水利がうまくいくとか、そういうところがわかればいいと思いますので、5月10日までに位置図を送っていただくのと、廣部委員がおっしゃったように、今後、このような合意案件が出てくるようでしたら、事務局と農業再生協議会と農業振興課とで、担当地域の委員にも、事前確認をお願いするような話をしていただきたいと思います。

ということで、今回は保留ということにさせていただきます。

はい、林委員。

(16番 林委員)

いきなり事業説明して、農業委員の同意を得たいというのではなく、畑地化促進事業の事は何もわからないので、水田活用の直接交付金は、水張り減反している農地が補助金の対象から外れます。代わりに畑作促進事業というものになり、促進事業とはこのようなものです。と説明していただけたらと思います。

以上です。

(会長)

はい、下司委員。

(18番 下司委員)

5年水張りルールがあり、5年間したら水田活用の直接支払交付金が受けられなくなりますよね。その農地は該当しないということですか。令和7年からこの事業させていただいたら、令和6年度に主食用米、水田の作付けを行っているか、水田活用の直接支払交付金の対象になっている農地ということ、ですよね。それともう一点、転用決済金は全額支援してもらえるのですか。

(長浜市農業再生協議会)

転用決済金については、増減額が10aあたり25万円なので全額ではなく、土地改良区によっては、20万円だと全額になりますが、25万円を超えた分については自己負担ということになります。

各土地改良区で定められた除外の規定に基づいて審査されますので、地権者や、農業者だけの希望で通るものではありません。希望された場合は、土地改良区との調整も必要になります。

(18番 下司委員)

お尋ねしたいのは、軟弱地盤で水稻ができない自己保全管理している土地は、対象にならないということですか。

(長浜市農業再生協議会)

そうです。先程のチェックシート③番のところで、前年の作付けが規定されたものがあるかないかということの確認が取れないといけませんので、自己保全管理の土地だったり、不作付地だったりするものは、対象になりません。

(18番 下司委員)

もう一点いいですか。

5年間補助がもらえますけど、6年後に農業を廃業して、それ以降、高収益作物ができない

いという状況になった場合どうなりますか。

（長浜市農業再生協議会）

要件としては、5年間という制約があります。5年間は、誰か別の方に引き継いでもらっても、その土地で農業をしないとはいけません。6年目以降については、何かの制約があるものではありません。

（18番 下司委員）

6年目に水田で、主食用米を作ってもいいのですか。

（長浜市農業再生協議会）

国のQ&Aには、今の時点では「望ましくはないが」という書き方です。

（会長）

今日、配布の資料に、「令和7年度経営所得安定対策と米政策」というパンフレットがあります。その中に書いております。お目通しをしていただきたいと思います。

5月の総会までに、パンフレット等をお読みいただいて、この事業はどのようなものなのか認識していただくのと、事前確認が必要だと農業再生協議会、農業振興課、農業委員会事務局が判断されましたら、担当地域の委員に連絡があると思いますので、確認をお願いします。

農業再生協議会、農業振興課の方々、大変ありがとうございました。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後4時10分閉会